

岬町情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

岬町長 田代 堯

## 岬町規則第 8 号

### 岬町情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

岬町情報公開条例施行規則（平成 1 3 年岬町規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「公開請求しようとする者」の次に「（以下「公開請求者」という。）」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（公開請求書の提出方法等）

第 3 条の 2 前条第 1 項の公開請求書の提出は、次の方法により行うことができる。

- (1) 公開請求者又はその使者による持参
- (2) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 1 4 年法律第 9 9 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便による発送
- (3) ファクシミリによる送信
- (4) 電子情報処理組織（実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公開請求者の電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）による送信

2 前項第 3 号又は第 4 号により公開請求書を提出する公開請求者は、送信後、実施機関に対し、電話等によりその書面の到達の確認をするように努めなければならない。

3 実施機関は、第 1 項第 3 号又は第 4 号により送信を受けた場合は、送信を受けた日付（当該実施機関の受信機又は電子計算機に記録された日）で受付するものとする。

第 6 条に次の 1 項を加える。

（通知の特例）

第 6 条の 2 前 3 条の通知を行う場合において、ファクシミリ又は電子情報処理組織による公開を求められているときは、公開を求められている方法により、通知書を送付することができる。この場合において、当該通知書に押印する公印は省略するものとする。

第 8 条第 1 項第 3 号に次のように加える。

エ 当該電磁的記録の電子情報処理組織を使用しての交付

第8条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 公開請求者が希望する場合は、公開文書を電磁的記録に変換して交付するものとする。ただし、本町において技術的に変換できない場合又は対象とする文書が大量である場合は、この限りでない。

別表を次のとおり改める。

別表（第9条関係）

1 写しの作成に要する手数料

写しの作成の方法	手数料		
文書、図画又は写真の用紙への複写	日本産業規格A列3番までの大きさの用紙	白黒	1枚につき10円
		カラー	1枚につき50円
	日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙		実費相当額
文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の記録媒体への複製	記録媒体の費用に1ページごとに10円を加えた額		
文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の電子情報処理組織の使用による交付	1ページにつき10円		

備考 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。

2 記録媒体の費用

記録媒体の種別	金額
日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク（CD-R）	1枚につき110円
日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク（DVD-R）	1枚につき110円
その他の記録媒体	実費相当額

3 送付に要する費用

区分	金額
写しの送付に要する費用	郵送料に相当する額

様式第1号を次のとおり改める。

様式第1号（第3条関係）

公 開 請 求 書

年 月 日

（実施機関名）

様

氏 名 法人その他の団体に あつては、その名称及 び代表者の氏名	
住所又は居所 法人その他の団体に あつては、事務所又は 事務所の所在地	〒
連絡先 法人その他の団体に あつては、担当者の氏 名及び連絡先	電話番号（ ） -

岬町情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり請求します。

行政情報の名称又は内容	（公開請求をする行政情報の名称又は具体的な内容を記載してください。）	
希望する公開の実施方法	1. 閲覧・視聴	
	2. 写しの交付	(1)窓口での交付 (2)郵送 (3)ファクシミリによる送付 fax ( ) - (4)電子メールでの送付 E-mail : @

町記入欄	担当課（室・所）	（内線 ）
	備 考	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。